

薬生食監発1223第2号
令和4年12月23日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

輸入牛肉等の安全確保について

今般、食品安全委員会における「フィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価」を踏まえ、フィンランドから輸入される牛肉等については、令和4年12月23日付け薬生食監発1223第1号により取り扱うこととしています。

これに伴い、「輸入牛肉等の安全確保について」(平成16年7月30日付け食安監発第0730003号(最終改正:令和3年8月31日付け薬生食監発0831第2号))の「注)」を下記のとおり改正し、別添のとおりとしますので、その運用に遺漏のないようお願いします。

記

「注)取扱いを別途定めた通知一覧(令和4年12月23日現在)」に、

「令和4年12月23日付け薬生食監発1223第1号」

を追加する。

別添

食安監発第0730003号

平成16年7月30日

(最終改正：令和4年12月23日付け薬生食監発1223第2号)

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

輸入牛肉等の安全確保について

BSE発生国等から輸入される牛肉等については、平成13年2月15日付け食監発第18号及び平成15年12月26日付け食安監発第1226001号により取り扱っているところです。

しかしながら、従来、BSE発生リスクが低いとされていた国々において、次々にBSEが発生する最近の状況を踏まえると、現在BSE未発生である国において万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する必要があります。

については、取扱いを別途定めた国を除くすべての国からの牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)、脊髄、回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。)及び脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。)の輸入については、これを控えるよう輸入業者への指導方よろしく願います。

なお、牛由来ゼラチン及びコラーゲン等については、平成27年3月27日付け食安監発0327第2号の記の3(1)について輸入者に確認の上、輸入を認めて差し支えありません。

注)取扱いを別途定めた通知一覧(令和4年12月23日現在)

- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第6号
- ・平成26年5月1日付け食安監発0501第2号
- ・平成26年8月1日付け食安監発0801第1号
- ・平成27年12月21日付け生食監発1221第1号
- ・平成28年2月2日付け生食監発0202第1号
- ・平成28年2月26日付け生食監発0226第1号
- ・平成28年5月2日付け生食監発0502第1号

- ・平成 28 年 7 月 5 日付け生食監発 0705 第 1 号
- ・平成 28 年 7 月 5 日付け生食監発 0705 第 2 号
- ・平成 29 年 9 月 29 日付け薬生食監発 0929 第 1 号
- ・平成 31 年 1 月 9 日付け薬生食監発 0109 第 1 号
- ・令和元年 5 月 17 日付け薬生食監発 0517 第 1 号
- ・令和 2 年 1 月 15 日付け薬生食監発 0115 第 1 号
- ・令和 2 年 2 月 17 日付け薬生食監発 0217 第 1 号
- ・令和 2 年 8 月 7 日付け薬生食監発 0807 第 1 号
- ・令和 3 年 8 月 31 日付け薬生食監発 0831 第 2 号
- ・令和 4 年 12 月 23 日付け薬生食監発 1223 第 1 号